

第83回 定時株主総会招集ご通知

証券コード 7875

日 時

2021 年 6 月 24 日 (木曜日)
午前 10 時 (受付開始 : 午前 9 時 15 分)

場 所

名古屋市昭和区花見通一丁目 41 番地の 2
名古屋市昭和 문화小劇場 ホール

昨年と会場が変更になっております

〈株主様へ〉

株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、ご来場を見合わせていただくことを強く推奨申し上げます。また、株主総会への出席に際しましては、新型コロナウイルス感染予防のため、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用など感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますのでご協力賜りますようお願い申し上げます。

昨年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性の観点から、配付を取り止めさせていただいております。

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第 1 号議案 剰余金の処分の件	4
第 2 号議案 定款一部変更の件	5
第 3 号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8 名選任の件	13
第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件	18
第 5 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件	21
第 6 号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の 報酬等の額決定の件	24
第 7 号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	25
第 8 号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)に対する 譲渡制限付株式の割当てのための報酬額等および 内容の決定の件	26
事業報告	29
計算書類	51
監査報告書	57

(証券コード7875)
2021年6月7日

株 主 各 位

名古屋市昭和区白金一丁目11番10号

竹田印刷株式会社

代表取締役社長 木 全 幸 治

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、ご来場を見合わせていただくことを強く推奨申しあげます。その場合、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら4ページからの株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2021年6月23日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時45分）**までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
- 2. 場 所** 名古屋市昭和区花見通一丁目41番地の2
名古屋市昭和区文化小劇場 ホール
(昨年と会場が変更になっております。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第83期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件、ならびに会計監査人および監査役会の計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の割当てのための報酬額等および内容の決定の件
以 上

【インターネット開示について】

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.takeda-prn.co.jp>

【議決権行使についてのご案内】

4 ページから28ページの株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

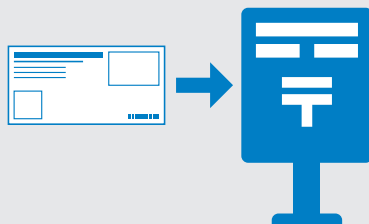
書面（郵送）による議決権行使

行使期限

**2021年6月23日（水曜日）
午後5時45分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

※各議案に対し賛否の表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせていただきます。



株主総会への出席

株主総会開催日時

**2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時15分）**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本年はご来場を見合わせていただき、左記の書面による議決権行使をお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。

なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

※昨年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は配付を取り止めさせていただくことといたしました。

議決権行使につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-782-031**（平日午前9時から午後5時まで）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分におきましては、安定的な配当の継続を基本とし、今後の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。この当社基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況および経営環境等を勘案し、1株につき普通配当6円とさせていただきます。なお、さきに1株につき4円の間配当をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき10円となります。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭といたします。
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金6円 総額 48,904,074円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月25日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行すること、および従来の雇用型の執行役員に加えて、委任型の執行役員制度を導入することといたします。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行うものであります。加えて、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定の新設、ならびに役付取締役に関する規定の見直しなどを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行のとおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 諸印刷ならびにこれに付随する業務	1. 諸印刷ならびにこれに付随する業務
2. 紙器ならびに包装資材の製造販売	2. 紙器ならびに包装資材の製造販売
3. 広告の企画・立案ならびに制作	3. 広告の企画・立案ならびに制作
4. 販売促進のための物品・機械ならびに什器・備品の販売	4. 販売促進のための物品・機械ならびに什器・備品の販売
5. 展示会、イベント催事の企画・演出・運営	5. 展示会、イベント催事の企画・演出・運営

現行定款	変更案
6. テレビ番組・テレビコマーシャル・ピーアールビデオ・ピーアール映画の企画・制作 7. 各種撮影用スタジオの賃貸業務 8. マルチメディアによる情報通信、情報処理および情報提供のサービス事業ならびに情報通信機器およびシステムの開発・設計・販売 9. 半導体部品の設計ならびに半導体部品にかかわる治工具の製造販売および機械機器類の販売 10. 不動産の賃貸業務 11. 紙ならびに印刷用資材の販売 12. 活字の製造販売 13. 印刷用・製本用・紙器製造用機械器具の修理・販売ならびにリース 14. 印刷・製本に要する付属品および製版用薬品の販売ならびにリース 15. 損害保険代理店業 16. 文具、日用雑貨、その他物品の販売ならびにリース 17. 労働者派遣事業 18. 倉庫業 19. 医薬部外品および化粧品の製造販売 (新 設) 20. 前各号に付帯関連する一切の事業	6. テレビ番組・テレビコマーシャル・ピーアールビデオ・ピーアール映画の企画・制作 7. 各種撮影用スタジオの賃貸業務 8. マルチメディアによる情報通信、情報処理および情報提供のサービス事業ならびに情報通信機器およびシステムの開発・設計・販売 9. 半導体部品の設計ならびに半導体部品にかかわる治工具の製造販売および機械機器類の販売 10. 不動産の賃貸業務 11. 紙ならびに印刷用資材の販売 (削 除) 12. 印刷用・製本用・紙器製造用機械器具の修理・販売ならびにリース 13. 印刷・製本に要する付属品および製版用薬品の販売ならびにリース (削 除) 14. 文具、日用雑貨、その他物品の販売ならびにリース 15. 労働者派遣事業 16. 倉庫業 17. 医薬部外品および化粧品の製造販売 18. 管理医療機器の販売 19. 前各号に付帯関連する一切の事業
第3条 (条文省略)	第3条 (現行のとおり)
(機関)	(機関)
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削 除)

現行定款	変更案
(3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、<u>25名以内</u>とする。 (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (新 設) (新 設) (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(2) 監査等委員会 (3) 会計監査人 第5条 (現行のとおり) 第2章 株 式 第6条～第11条 (現行のとおり) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行のとおり) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内、<u>監査等委員である取締役は5名以内</u>とする。 (選任方法等) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して、株主総会においてこれを選任する。</u> 2. (現行のとおり) 3. (現行のとおり) 4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役（以下、「補欠監査等委員」という。）を選任することができる。</u> 5. <u>第4項に定める補欠監査等委員の選任決議の定足数および決議要件は、第2項の規定を準用する。</u> (任期) 第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新 設)	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u>
(新 設)	<u>4. 補欠監査等委員の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役の選定)
第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第21条 取締役会は、その決議によって取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、 <u>取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、および取締役副社長若干名を定めることができる。</u>
第22条 (条文省略)	第22条 (現行のとおり)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条～第25条 (条文省略)	第24条～第25条 (現行のとおり)

現行定款	変更案
(新 設)	(重要な業務執行の決定の委任)
	<u>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(報酬等)	(報酬等)
<u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	<u>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
(社外取締役との責任限定契約)	(取締役の責任免除)
<u>第27条</u> (新 設)	<u>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。ただし、この責任免除は、当該取締役が善意でかつ重大な過失がない場合に限る。</u>
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	<u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>
(新 設)	(執行役員)
	<u>第29条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u>
	<u>2. 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、執行役員を兼務することができる。</u>

現行定款	変更案
第5章 <u>監査役および監査役会</u> (員数) 第28条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u> (選任方法) 第29条 <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u> (常勤の監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	第5章 <u>監査等委員会</u> (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (常勤の監査等委員) 第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u>

現行定款	変更案
(監査役会の招集通知) <u>第32条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会規程) <u>第33条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程</u>による。 (報酬等) <u>第34条</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>株主総会の決議によって定める</u>。 (社外監査役との責任限定契約) <u>第35条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、<u>当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする</u>。 第6章 計 算 <u>第36条</u> (条文省略) (剰余金配当の基準日) <u>第37条</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (中間配当) <u>第38条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当することができる。	(監査等委員会の招集通知) <u>第31条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規程) <u>第32条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>別に定める監査等委員会規程</u>による。 (削 除) (削 除) 第6章 計 算 <u>第33条</u> (現行の第36条のとおり) (削 除) (削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新 設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
<u>第39条</u>	<u>第36条 (現行の第39条のとおり)</u>
(条文省略) (新 設)	<u>附 則</u> <u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>2021年3月31日に終了する事業年度に関する第83回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第35条の定めるところによる。</u>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役8名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	山本眞一 やま もと しん いち	代表取締役会長	100% (17回中17回出席)
2	木全幸治 き また こう じ	代表取締役社長 成長戦略本部長	100% (17回中17回出席)
3	福浦徹 ふく うら とおる	常務取締役	100% (17回中17回出席)
4	松村泰宏 まつ むら やす ひろ	常務取締役 関東事業部長	100% (17回中17回出席)
5	嶋貫浩明 しま ぬき ひろ あき	取締役 中部事業部長	100% (17回中17回出席)
6	細野浩之 ほそ の ひろ ゆき	取締役 経営統括本部長	100% (17回中17回出席)
7	奥村隆夫 おく むら たか お	社外 独立	100% (17回中17回出席)
8	堀龍之 ほり たつ ゆき	社外 独立	100% (17回中17回出席)

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

やま もと しん いち
山 本 眞 一

(生年月日：1950年8月21日)

所有する
当社株式の数
69,200株

略歴、当社における地位および担当

1973年 3 月 当社入社
1993年 6 月 当社取締役 第一営業本部長
1998年 4 月 当社常務取締役 営業統括担当
1999年 4 月 当社代表取締役専務 中部事業部長
2008年 4 月 当社代表取締役副社長 関東事業部長
2009年 4 月 当社代表取締役社長
2019年 4 月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

山本眞一氏は、当社において営業統括、経営統括の要職を歴任し、2009年からは当社の代表取締役社長、2019年 4 月より代表取締役会長に就任しております。経営者として豊富な経験、実績、見識を有しております。

今後また、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する当社のグループ経営を行うことができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

き また こう じ
木 全 幸 治

(生年月日：1956年1月15日)

所有する
当社株式の数
58,000株

略歴、当社における地位および担当

1978年 3 月 当社入社
2000年 4 月 当社執行役員 中部事業部第一営業本部副本部長
2002年 6 月 当社取締役 中部事業部営業本部長
2005年 4 月 当社常務取締役 中部事業部営業本部長
2008年 4 月 当社専務取締役 中部事業部長
2009年 4 月 当社代表取締役専務 中部事業部長
2011年 4 月 当社代表取締役副社長 事業統括担当
2015年 4 月 当社代表取締役副社長 関西事業部長
2016年 4 月 当社代表取締役副社長 関東事業部長
2019年 4 月 当社代表取締役社長 関東事業部長
2020年 4 月 当社代表取締役社長
2021年 4 月 当社代表取締役社長 成長戦略本部長（現任）

取締役候補者とした理由

木全幸治氏は、当社において営業部門、各事業部の要職を歴任し、2011年からは当社の代表取締役副社長、2019年 4 月より代表取締役社長に就任しております。経営者として豊富な経験、実績、見識を有しております。今後また、当社グループの海外事業展開の拡大を含め、当社グループの経営統括に適任であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

ふく うら とおる
福 浦 徹

(生年月日：1958年10月5日)

所有する
当社株式の数
34,300株

略歴、当社における地位および担当

1982年 3 月 当社入社
2000年 4 月 当社執行役員 中部事業部メディアソフト部長
2006年 6 月 当社取締役 中部事業部製造本部副本部長
2007年 4 月 当社取締役 中部事業部製造本部長
2007年 6 月 当社常務取締役 中部事業部製造本部長
2008年 4 月 当社常務取締役 中部事業部副事業部長
2010年 4 月 当社常務取締役 中部事業部長
2020年 4 月 当社常務取締役 ファインプロセス事業部長
2021年 4 月 当社常務取締役（現任）
株式会社プロセス・ラボ・ミクロン 代表取締役社長（現任）
富来宝米可龍（蘇州）精密科技有限公司 董事長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社プロセス・ラボ・ミクロン 代表取締役社長
富来宝米可龍（蘇州）精密科技有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

福浦徹氏は、当社において製造部門の要職を歴任し、印刷技術の向上、半導体関連マスク事業の拡大に貢献、経営者として豊富な経験、実績、見識を有しております。また、2016年11月から東京プロセスサービス株式会社の代表取締役会長を務めるなど、半導体関連マスク事業拡大に繋がる経営判断ができ、2021年4月より株式会社プロセス・ラボ・ミクロン代表取締役社長に就任しております。今後も当社グループの経営統括に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

まつ むら やす ひろ
松 村 泰 宏

(生年月日：1961年5月20日)

所有する
当社株式の数
32,100株

略歴、当社における地位および担当

1984年 3 月 当社入社
2003年 4 月 当社執行役員 中部事業部大阪支社長
2007年 6 月 当社取締役 中部事業部関西営業本部長
2009年 4 月 当社取締役 関西事業部長
2019年 4 月 当社常務取締役 関東事業部副事業部長
2020年 4 月 当社常務取締役 関東事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

松村泰宏氏は、当社において長年にわたり営業部門の要職を務め、2007年から取締役に就任、営業・製造に関する豊富な経験と実績をもって、営業力の強化、製造部門の強化に貢献し当社の経営を担っております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映することができるかと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

しまぬきひろあき
嶋貫浩明

(生年月日：1964年6月6日)

所有する
当社株式の数
10,300株

略歴、当社における地位および担当

1988年3月 当社入社
2011年4月 当社執行役員 事業開発本部営業開発部長
2016年4月 当社執行役員 中部事業部営業本部副本部長
2017年4月 当社執行役員 中部事業部営業本部長
2017年6月 当社取締役 中部事業部営業本部長
2020年4月 当社取締役 中部事業部長（現任）
株式会社光風企画 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社光風企画 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

嶋貫浩明氏は、当社において長年にわたり営業部門の要職を務めており、営業部門の業績拡大とともに、ネット通販事業の立上げにも携わりネット通販事業の拡大に貢献しております。2020年4月からは中部事業部長を務めるなど、引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映することができると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

ほそのひろゆき
細野浩之

(生年月日：1960年5月4日)

所有する
当社株式の数
2,600株

略歴、当社における地位および担当

1983年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2010年10月 同行札幌支店長
2012年7月 当社入社 当社執行役員 関東管理部担当部長
2013年4月 当社執行役員 関東管理部長
2018年4月 当社上席執行役員 経営統括本部副本部長
2019年4月 当社上席執行役員 経営統括本部長
2019年6月 当社取締役 経営統括本部長（現任）

取締役候補者とした理由

細野浩之氏は、金融機関の要職を歴任し、財務に関する知識ならびに企業経営に必要な豊富な経験および幅広い見識を有しております。2012年7月に執行役員として当社入社。2019年4月より経営統括本部長を務めるなど、引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映することができると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

7

おく むら たか お
奥 村 隆 夫

社 外

独 立



(生年月日：1946年5月6日)

所有する
当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1970年 4 月 日本特殊陶業株式会社入社
1998年 2 月 同社自動車関連事業部営業本部海外市場販売部長
2001年10月 英国NGK株式会社出向
2002年12月 欧州NGK株式会社出向
2003年 6 月 日本特殊陶業株式会社取締役
2006年 6 月 同社常務取締役
2007年 6 月 同社顧問
2010年 7 月 同社嘱託
2012年 6 月 当社社外監査役
2015年 6 月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

奥村隆夫氏は、日本特殊陶業株式会社の役員として長年にわたって同社の経営に携わり、企業経営、海外勤務を通じた豊富な経験、幅広い見識、知見を有されており、外部の視点をもって客観的かつ専門的に社外取締役として当社の経営全般に的確な助言をいただくことを期待し、取締役候補者となりました。また、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。

候補者番号

8

ほり たつ ゆき
堀 龍 之

社 外

独 立



(生年月日：1947年5月23日)

所有する
当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1982年 4 月 弁護士登録
1982年 4 月 林法律事務所（現 丸の内総合法律事務所）入所
2014年 1 月 丸の内総合法律事務所代表弁護士に就任（現任）
2016年 6 月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

堀龍之氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有されており、主にコンプライアンスの観点から経営の意思決定に適切な助言をいただくことを期待し、取締役候補者となりました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、取締役候補者となりました。また、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。

- (注) 1. 当社は、奥村隆夫氏および堀龍之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、奥村隆夫氏および堀龍之氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
2. 各候補者が選任された場合、当社が締結している役員賠償責任保険（D&O保険）の被保険者となります。当社が締結しているD&O保険契約の内容の概要は23ページに記載のとおりであります。
3. 当社は、奥村隆夫氏および堀龍之氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	河合隆広 新任	上席執行役員	—
2	中島正博 新任	社外監査役 社外 独立	100% (17回中17回出席)
3	永田昭夫 新任	社外監査役 社外 独立	94% (17回中16回出席)

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

かわ い た か ひろ
河 合 隆 広

新任



(生年月日：1962年5月31日)

所有する
当社株式の数
18,750株

略歴、当社における地位および担当

1985年 3 月 当社入社
2008年 4 月 当社執行役員 中部事業部営業本部副本部長
2010年 4 月 当社執行役員 中部事業部営業本部長
2011年 6 月 当社取締役 中部事業部営業本部長
2013年 4 月 当社取締役 中部事業部ファインプロセス本部長
2016年12月 当社取締役 中部事業部副事業部長 ファインプロセス本部長
2017年 4 月 当社取締役 中部事業部長 ファインプロセス本部長
2018年 4 月 当社取締役 中部事業部副事業部長 ファインプロセス本部長
2019年 4 月 当社取締役 中部事業部ファインプロセス本部管掌
東京プロセスサービス株式会社 常務取締役（現任）
2020年 6 月 当社上席執行役員（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

河合隆広氏は、当社において長年にわたり半導体関連マスク部門の要職を務めるとともに、中部事業部長として事業管理に関する機能全般における豊富な業務経験と実績を有し、事業成長を先導してまいりました。今後は監査等委員として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および職務執行における健全性確保に貢献いただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

なか し ま ま さ ひろ
中 島 正 博

新任

社外

独立



(生年月日：1949年9月30日)

所有する
当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1973年 4 月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
1998年 4 月 同行桜通支店長
2000年 6 月 中部日本放送株式会社経営管理局付部長
2007年 6 月 同社テレビ編成局付局長
2009年 9 月 同社退社
2011年 4 月 当社仮監査役
2011年 6 月 当社社外監査役（現任）
2020年 6 月 株式会社みらいホールディングス 監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社みらいホールディングス 監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

中島正博氏は、金融機関等で長年にわたり企業審査に携わった経験および財務会計に関する相当程度の知見を有しており、外部の視点をもって経営全般の監視をお願いするとともに、過去の経験を活かした有効な助言をいただくことを期待しております。

同氏は過去に社外役員として以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役候補者となりました。



(生年月日：1948年9月15日)

所有する
当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1976年 3 月 公認会計士登録
1988年 8 月 中央新光監査法人代表社員就任
2007年 8 月 あずさ監査法人代表社員就任
2011年 7 月 公認会計士永田昭夫事務所開設（現在に至る）
2012年 6 月 日本トランスシティ株式会社 社外監査役（現任）
2015年 5 月 パレモ・ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2015年 6 月 当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

公認会計士永田昭夫事務所所長
日本トランスシティ株式会社 社外監査役
パレモ・ホールディングス株式会社 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

永田昭夫氏は、公認会計士として会計および監査に精通し、その専門知識、経験等に基づく専門的知見を当社の監査体制の強化に反映しております。引き続き、当社経営の健全性確保に貢献いただくことを期待しております。

同氏は、過去に社外役員として以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中島正博氏および永田昭夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって中島正博氏が10年、永田昭夫氏が6年となります。
3. 当社は、中島正博氏および永田昭夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、中島正博氏および永田昭夫氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 各候補者が選任された場合、当社が締結している役員賠償責任保険（D&O保険）の被保険者となります。当社が締結しているD&O保険契約の内容の概要は23ページに記載のとおりであります。
5. 当社は、中島正博氏および永田昭夫氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

た な か せ い じ
田 中 誠 治

新任

社外

独立



(生年月日：1956年9月24日)

略歴、当社における地位および担当

1988年3月 公認会計士登録
1988年6月 田中会計事務所開設
1988年8月 税理士登録
1997年2月 ガイドー株式会社 社外監査役（現任）
2016年6月 当社補欠監査役（現任）
2019年6月 中日本興業株式会社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

ガイドー株式会社 社外監査役
中日本興業株式会社 社外監査役

所有する
当社株式の数
0株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

田中誠治氏は、公認会計士として財務および会計に関する知見を有しており、当社の監査体制に活かしていただくことを期待して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中誠治氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、田中誠治氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める額としております。
4. 田中誠治氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社が締結している役員賠償責任保険（D&O保険）の被保険者となります。当社が締結しているD&O保険契約の内容の概要は23ページに記載のとおりであります。
5. 田中誠治氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。

(ご参考)

第3号議案および第4号議案が承認された場合の取締役会の構成および専門性は以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は、各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

取 締 役	企業経営 経営戦略	コーポレート ガバナンス	営業 マーケティング	製造・技術・ 研究開発	財務・会計	監査	法務・ リスク管理
やま もと しん いち 山 本 眞 一	○	○	○				
き また こう じ 木 全 幸 治	○		○				
ふく うら とおる 福 浦 徹	○			○			
まつ むら やす ひろ 松 村 泰 宏	○		○	○			
しま ぬき ひろ あき 嶋 貫 浩 明	○		○				
ほそ の ひろ ゆき 細 野 浩 之	○	○			○	○	○
おく むら たか お 奥 村 隆 夫 社外 独立	○	○	○				
ほり たつ ゆき 堀 龍 之 社外 独立		○					○
かわ い たか ひろ 河 合 隆 広 監査等委員	○		○				
なか しま まさ ひろ 中 島 正 博 監査等委員 社外 独立		○			○	○	○
なが た あき お 永 田 昭 夫 監査等委員 社外 独立		○			○	○	

役員賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社が締結しているD&O保険契約の内容の概要は次のとおりであります。なお当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容にて更新することを予定しております。

1. 被保険者は当社取締役、当社監査役、当社上席執行役員、対象子会社14社の役員であります。
2. 補償地域は全世界、保険期間は2020年7月10日から2021年7月10日であります。
3. 補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。
 - ・会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者である役員等が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を補償対象としております。
 - ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。
4. 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用するD&O保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。
 - ・役員等が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
 - ・役員等の犯罪行為、または役員等が違法であることを認識しながら行った行為
 - ・役員等に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
 - ・役員等が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
 - ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

第6号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第68回定時株主総会において年額3億6,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分の給与は含まない。）としてご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

この移行に伴って、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を員数および経済情勢など諸般の状況を勘案して、年額2億円以内の固定報酬と年額6,000万円以内の業績連動報酬（決算賞与）とさせていただきたいと存じます。また、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。

なお、当社は、2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告41ページに記載の通りであります。本議案に基づく取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役は2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第7号議案**監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、その職責、員数および経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額3,600万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は、2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告41ページに記載の通りであります。本議案に基づく監査等委員である取締役の報酬等の額は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の割当てのための報酬額等および内容の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、2018年6月27日開催の第80回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役（社外取締役を除く。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てることについてご承認をいただいております。

このたび監査等委員会設置会社への移行に伴い、第6号議案でご承認いただく予定の報酬の限度額とは別枠で取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額4,000万円以内として設定したいと存じます。

なお、当社は、2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告41ページに記載の通りであります。本議案に基づく取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

また、現在の当社の対象取締役は5名であり、第3号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

譲渡制限付株式として、対象取締役に対して当社が発行又は処分する普通株式の総数は、年80,000株以内とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、当社並びに当社子会社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てら

れた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

その他、競業避止義務違反や、法令、当社グループの内部規程等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合など、対象取締役との個別契約により定めた無償取得事由に該当する場合には、当社はこれを無償で取得することができる。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役若しくは執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社並びに当社子会社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大による全国的な社会経済活動の制限により急速に悪化し、極めて厳しい状況で推移しました。先行きについては持ち直しの動きが見られるものの、足下では再び感染が拡大するなど収束の目途は立っておらず、依然として予断を許さない状況が続いております。

当社グループでは社員および家族の健康と安全に配慮しつつ、顧客への製品やサービスの提供に影響を及ぼすことがないよう、新型コロナウイルス感染予防と事業継続に取り組んでまいりました。

当社グループが主力としております国内の印刷業界につきましては、デジタル化の進展による紙媒体の縮小、競争の激化、価格の低迷という構図が長期にわたり継続していることに加えまして、原材料価格の高騰も重なり、大変厳しい状況が続いております。

このような状況に加えまして、当連結会計年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けました。顧客工場における生産調整により、当社から供給する製品パッケージなどの産業用資材の減産や出荷減少、顧客における社内広報活動および販売促進活動の中止・延期による社内報、カタログ、チラシなどの商業印刷物の減少、特に安定的な受注が見込める定期刊行物の減少が業績に大きく影響しました。また、当社グループにおける営業活動は対面による訪問活動を基本としておりますが、顧客におけるテレワーク勤務の浸透により訪問機会（接触機会）の減少を余儀なくされました。

顧客における社内広報活動および販売促進活動は徐々に回復傾向にありますが、一方では景気減速による予算削減や媒体のデジタル化（紙離れ）が一層進むなど、大変厳しい状況で推移しております。

このような状況でありますますが業績を向上させるべく、当社グループでは顧客第一の基本方針のもと健全な危機感を持ち、売上の確保、コスト・経費の削減はもちろんのこと、顧客にとっての価値（顧客価値）を創出する、または増大させる課題解決（ソリューション）提案、すなわち安易な価格競争に巻き込まれないビジネスモデルへの

転換に取り組んでおります。営業活動においても訪問営業を基本としつつ、リモートでの活動も強化しております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は311億8百万円（前期比12.7%減）となりました。利益面では、当社における役員報酬の減額やマネジメント手当（役職手当）の減額、生産設備の統廃合、交際費や旅費交通費などの経費削減に取り組みました結果、営業利益3億60百万円（前期比28.1%減）、経常利益4億78百万円（前期比18.8%減）となりました。

なお、特別損失に当社関西地区などにおける固定資産除売却損1億41百万円、同じく当社が関西地区で保有する固定資産（土地、建物等）における減損損失2億72百万円、特別退職金として希望退職者の募集に伴う特別退職金及び再就職支援費用5億94百万円などを計上するとともに、繰延税金資産の取り崩しなどにより法人税等調整額7億22百万円を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は13億42百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益3億81百万円）となりました。

セグメント別の状況につきましては、以下のとおりです。

（印刷セグメント：印刷事業）

印刷事業では、紙媒体が縮小し価格の低迷が続く大変厳しい状況の下、生産性向上やコスト削減に加え、顧客価値を増大させるソリューションを提供するビジネスモデルへの転換のための活動、具体的にはシステム構築、データ収集・分析、ロジスティクスサービス、事務局運営、各種BPO、販促イベント支援などのサービスレベルをさらに向上させるとともに、それらを複合的に組み合わせたワンストップソリューションの提供に注力しました。しかしながら、前述の通り厳しい市場環境により、売上・利益の両面で苦戦を強いられました。また、新型コロナウイルス感染症による影響により、顧客における販売促進支援などを目的とするイベントプロモーション受託が低迷するなど、紙媒体以外の領域においても影響を受けました。

その対策として、オンラインイベント受託や動画制作などの非接触型プロモーションの提案のほか、デジタルマーケティングを活用した販売活動を強化しました。顧客における業務効率化とコスト削減を実現する受発注管理システムのプラットフォーム「TS-BASE」は当社ホームページのほか、各種検索サイトやWEB展示会などを通じた販売促進活動を積極的に行い、遠隔地からもオンラインで商談から成約までを行いま

した。社内体制においては、顧客情報の共有などを効率的に行うデジタルトランスフォーメーションを推進しました。

同時にデジタル化の進展に伴う受注内容の変化に対応するため、全体最適による生産設備の見直しを含め、固定費削減による低コスト生産体制の整備を進めております。関東地区では鳩ヶ谷物流センターの稼働を停止し、同拠点における業務を小牧物流センターへの集約及び外部への業務委託を行いました。関西地区では輪転印刷機を廃止し、他地域の生産拠点や外部への業務委託を行うとともに、医薬部外品及び化粧品の製造販売認可を活用したパッケージング受託など、成長分野であるロジスティクス事業への事業転換を行っております。

（印刷セグメント：半導体関連マスク事業）

半導体関連マスク事業では、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的でありました。第1四半期連結会計期間においては、自動車メーカー各社での減産方針にて車載向け製品の出荷減少がありましたが、第2四半期連結会計期間以降は徐々に回復し、下半期は堅調に推移しました。また、年間を通じまして、第5世代移動通信システム（5G）の需要や企業でのテレワークの浸透によるパソコンなどのデジタル情報端末や周辺機器への需要を取り込んだため、増収増益となりました。

同事業におきましては海外事業を強化しております。本年度からPROCESS LAB. MICRON VIETNAM CO., LTD.が新たに連結範囲に加わっております。また、2020年1月に設立されたTOKYO PROCESS SERVICE (Thailand) CO., LTD.は、生産設備の設置を完了し、操業を開始いたしました。今後も東南アジア諸国における新型コロナウイルス感染症の感染状況や影響を注視しつつ、速やかな事業拡大をめざしてまいります。

上記の結果、印刷セグメントの売上高は200億14百万円（前期比13.4%減）、営業利益は2億50百万円（前期比13.1%増）となりました。

（物販セグメント：物販事業）

物販事業では、印刷事業と同様に厳しい市場環境にあります。印刷関連総合商社のリーディングカンパニーとして、日本全国に展開する拠点を活用し、高付加価値化や品質・環境性能を向上させた商品の提案、自社ブランド機械の販売強化、新規顧客獲得活動などを精力的に行っております。

当連結会計年度では、顧客である印刷会社からの受注減少に加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けました。第4四半期連結会計期間においては、ものづくり補助金制度を活用した設備投資需要の取り込みのほか、販売促進イベントを開催して挽回に努めましたが、通期においては資材販売と機械販売の両面において減収となりました。

利益面では減収による影響のほか、利益率の高い自社ブランド製品の販売が低調に推移したため、交際費や旅費交通費などの経費削減を徹底的に行いましたが、利益の確保にも苦戦を強いられました。

上記の結果、物販セグメントの売上高は117億35百万円（前期比11.1%減）、営業利益は99百万円（前期比62.5%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、12億92百万円（リース契約を含む）であり、主な投資内容は、賃貸用マンションの取得、半導体関連マスク事業におけるガラスマスク描画装置の取得であります。

(3) 資金調達の状況

2020年5月21日開催の取締役会決議に基づき、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と極度額25億円のコミットメントライン契約を締結いたしました。当期末の実行残高は9億円であります。

(4) 対処すべき課題

印刷物（紙媒体）の需要が縮小を続け、価格も低下あるいは低位で推移する状況が長期化し、反転することが考えにくい市場環境において、当社グループが対処すべき課題は、以下のとおりです。

①ワンストップソリューションの強化

顧客ニーズを的確に把握し、「顧客にとっての価値の最大化」を実現する最適なソリューションを提供するビジネスモデルの強化が当社の業績拡大には必須であり、最重要課

題です。

具体的には、単なる印刷物の提供だけに留まらず、システム構築、データ収集・分析、ロジスティクスサービス、事務局運営、各種BPO、販促イベント支援などのサービスをワンストップで提供し、顧客の課題を解決することで顧客価値を創出・増大させ、その価値に見合った代金をいただくことで利益率を改善します。

また、これらの取り組みを通じまして、年間を通して継続受注できるベース案件を増やすことにより、事業の閑散リスクを低減し、安定した収益構造に改革してまいります。

②顧客の置かれている状況とビジネスモデルを深く理解すること

これが「顧客にとっての価値の最大化」のために最も大切であると考えております。当社は印刷業であり、幅広い業界・業種に顧客を持っておりますが、顧客との接触機会を増やし、常に顧客の立場に立って考えます。これを高い次元で実現することが何よりも重要であり、顧客満足度向上のベースとなります。

この取り組みを通じまして、長期ビジョンである「顧客の圧倒的支持を得るワンストップソリューションを提供し、ロイヤルカスタマー比率を高め続ける」の実現をめざしてまいります。

③低コスト生産体制の構築

顧客にとっての価値を創造出来ても、価格競争力がなければビジネスにはつながりません。紙媒体の縮小という社会の変化に対応し、生産性向上による適正利益を確保するためには、全体最適での設備集約は避けて通れません。

また、仕入価格の低減や経費削減などが併せて必要ですが、そのためには社員の持つ知恵やノウハウについてデジタルトランスフォーメーション（DX）を用いて総動員するほか、外部とのネットワークも最大限に活用し、価格競争力の向上に取り組めます。

④半導体関連マスク事業の強化

デジタル化の進展は印刷事業には逆風となりますが、半導体関連マスク事業においては追風となります。印刷事業の業績悪化を補完できる事業ポートフォリオを実現す

るため、半導体関連マスク事業においては、国内での事業強化は勿論のこと、海外事業を速やかに軌道に乗せ、当社グループを牽引できるレベルまで高めることが課題です。

その実現に向けて、当社、(株)プロセス・ラボ・ミクロン、東京プロセスサービス(株)の3社によるグループ全体最適とシナジーの最大化をめざします。会社の垣根を越えた人事交流や情報共有による課題解決、新製品開発を組織的に取り組みます。

⑤新事業の開発

印刷市場の縮小は今後も続くことが予想されており、印刷事業、半導体関連マスク事業、物販事業に続く、新事業の開発が課題です。現在進めております不動産事業開発のほか、既存事業との関連性が高く、実現性が高い新たな事業領域への拡大に向けまして、M&Aを含め積極的に挑戦をしてまいります。

⑥情報セキュリティの強化

当社グループでは、顧客から機密情報や個人情報をお預かりし、さまざまな製品やサービスをご提供しております。情報管理を徹底し、顧客からの信頼にお応えするためには、情報セキュリティの強化は継続的に追求する課題です。

⑦人材育成

人材育成は、社員が健康で高いモチベーションを持って、困難な課題にも取り組む状況を作り出すために必要な、大変重要な課題です。全社員総活躍のための取り組みとして、女性活躍のための制度の充実と社員の意識改革、実労働時間の短縮、スマートワーク（生産性を高め場所や時間に縛られない柔軟な働き方）、ワーク・ライフ・インテグレーション（仕事とプライベートの両立と質的向上の確立）などの働き方改革を推進しています。

⑧社会的価値創造企業への進化

当社グループは、持続可能な社会の実現に向けて基盤となるコーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、内部統制システムの構築、顧客の価値を創造

するワンストップソリューションの提供、環境配慮活動の推進などのSDGsへと繋がるゴール（課題）に積極的に取り組み、これまで以上に社会から信頼され、顧客から期待される企業へと成長をめざしてまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、BCP（事業継続計画）の強化を図るとともに、当社独自のニューノーマル（新常態）の創出に取り組み、コロナ禍の収束後も、過去の姿に戻すのではなく、より良いガバナンスを形成し、環境・社会の形成に向けて貢献してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第80期 (2018年3月期)	第81期 (2019年3月期)	第82期 (2020年3月期)	第83期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	36,913	36,155	35,651	31,108
経常利益 (百万円)	793	669	588	478
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△) (百万円)	571	△373	381	△1,342
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	71円04銭	△46円31銭	47円08銭	△164円80銭
総資産額 (百万円)	32,129	31,111	30,956	29,605
純資産額 (百万円)	15,687	15,023	15,226	14,048
1株当たり純資産額	1,933円67銭	1,843円08銭	1,857円54銭	1,708円14銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行株式の総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社光文堂	315百万円	100%	印刷機械および印刷資材等の仕入・販売
東海プリントメディア株式会社	50百万円	65%	新聞の印刷
株式会社プロセス・ラボ・ミクロン	100百万円	100%	電子部品実装用各種マスク製造・販売
東京プロセスサービス株式会社	50百万円	100%	精密工業向け各種マスク製造・販売
日栄印刷紙工株式会社	10百万円	100%	紙器類の製造およびラベル・シール類の印刷
株式会社光風企画	10百万円	100%	印刷物の企画・デザイン制作
上海竹田包装印務技術有限公司	100万米ドル	100%	中国における包装資材の企画・販売
PROCESS LAB.MICRON VIETNAM CO., LTD.(注1)	225万米ドル	(注2)100%	ベトナムにおけるメタルマスクの製造販売
TOKYO PROCESS SERVICE (Thailand) CO., LTD.	1億10百万円	(注2)100%	タイにおける精密工業写真製版、スクリーン製版および製版用資機材の製造販売

(注1) PROCESS LAB.MICRON VIETNAM CO., LTD.は、2018年10月17日に株式会社プロセス・ラボ・ミクロンの子会社として設立し、2021年1月6日に当社の特定子会社となりました。

(注2) 出資比率には間接所有による持分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは印刷事業、半導体関連各種マスクの製造・販売ならびに印刷機械、その周辺機器および印刷資材等の販売を主な事業の内容としております。

各事業の主な事業内容は以下のとおりであります。

- ①印刷…商業印刷、新聞印刷、出版印刷、包装資材、デジタルコンテンツ関連の企画制作、半導体関連各種マスクの設計・製造
- ②物販…印刷機械、その周辺機器、印刷資材および事務用品・雑貨の販売

(8) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

当 社	本 社	名古屋市昭和区
	中部事業部	名古屋市昭和区
	関東事業部	東京都北区
	関西事業部	大阪市中央区
	工 場	名古屋市昭和区、埼玉県越谷市
	物 流 倉 庫	愛知県小牧市
株 式 会 社 光 文 堂	本 社	名古屋市中区
	東 京 支 社	東京都北区
	支 店	仙台市若林区 他5ヶ所
	営 業 所	札幌市中央区 他14ヶ所
東 海 プ リ ン ト メ デ ィ ア 株 式 会 社	本 社・工 場	愛知県清須市
株 式 会 社 プ ロ セ ス ・ ラ ボ ・ ミ ク ロ ン	本 社・工 場	埼玉県川越市
	工 場	愛知県小牧市、佐賀県佐賀市
東 京 プ ロ セ ス サ ー ビ ス 株 式 会 社	本 社・工 場	神奈川県藤沢市
	工 場	石川県小松市、神奈川県相模原市
	営 業 所	名古屋市西区
日 栄 印 刷 紙 工 株 式 会 社	本 社・工 場	大阪府八尾市
株 式 会 社 光 風 企 画	本 社	名古屋市中区
上 海 竹 田 包 装 印 務 技 術 有 限 公 司	本 社	中国
PROCESS LAB.MICRON VIETNAM CO., LTD.	本 社	ベトナム
TOKYO PROCESS SERVICE (Thailand) CO., LTD.	本 社	タイ

(9) 企業集団の従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,062名	9名増

(注) 上記従業員数は就業人数であり、嘱託およびパートタイマーの200名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,590 ^{百万円}
株式会社三井住友銀行	1,042
株式会社愛知銀行	355
株式会社百五銀行	260
株式会社中京銀行	245
株式会社みずほ銀行	175

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 29,592,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,150,679株 (自己株式630,321株を除く)
 (3) 株主数 4,528名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
竹田印刷従業員持株会	599	7.35%
株式会社三菱UFJ銀行	350	4.29
各務芳樹	344	4.22
株式会社三井住友銀行	240	2.94
日本特殊陶業株式会社	210	2.57
明治安田生命保険相互会社	200	2.45
アイカ工業株式会社	200	2.45
竹田光孝	188	2.31
富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社	140	1.71
株式会社中京銀行	130	1.59

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役 (社外取締役を除く) 6名に対して、2020年8月11日付で、譲渡制限付株式報酬としての自己株式 (当社普通株式9,800株) の処分を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 本 眞 一	
代表取締役社長	木 全 幸 治	
常 務 取 締 役	福 浦 徹	製造統括 兼 ファインプロセス事業部長 東京プロセスサービス株式会社代表取締役会長
常 務 取 締 役	松 村 泰 宏	営業統括 兼 関東事業部長
取 締 役	嶋 貫 浩 明	中部事業部長 株式会社光風企画代表取締役社長
取 締 役	細 野 浩 之	経営統括本部長
取 締 役	奥 村 隆 夫	
取 締 役	堀 龍 之	丸の内綜合法律事務所代表弁護士
常 勤 監 査 役	内 藤 信 幸	
監 査 役	中 島 正 博	株式会社みらいホールディングス監査役
監 査 役	永 田 昭 夫	公認会計士永田昭夫事務所所長 日本トランスシティ株式会社社外監査役 パレモ・ホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役奥村隆夫氏および堀龍之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中島正博氏および永田昭夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役永田昭夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役奥村隆夫氏および堀龍之氏ならびに監査役中島正博氏および永田昭夫氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 2020年6月25日開催の第82回定時株主総会において内藤信幸氏が新たに常勤監査役に就任いたしました。
6. 常務取締役福浦徹氏は、2021年4月1日より株式会社プロセス・ラボ・ミクロン代表取締役社長に就任しております。
7. 当事業年度中の取締役の地位および担当の異動は次のとおりです。

氏 名	異動後	異動前	異動年月日
井 川 誠	顧問	専務取締役	2020年6月25日
大 脇 学	上席執行役員	取締役	2020年6月25日
河 合 隆 広	上席執行役員	取締役	2020年6月25日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

①取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	118 (9)	112 (9)	— (—)	6 (—)	11 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16 (7)	16 (7)	— (—)	— (—)	4 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等は事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結純利益と単体純利益の目標達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。業績指標として連結純利益と単体純利益を選定した理由は、当社グループとしての業績の向上および企業価値増大への貢献を測る指標として最適であるとともに、客観的にも明確な指標であるため、業績連動報酬の透明性を高めることができるものと判断したためです。当事業年度を含む連結純利益の推移は1.(5)財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的としています。当該株式報酬の内容およびその交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。
4. 上記の員数には、2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役3名および常勤監査役1名を含んでおります。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第68回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額360百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。

また、2018年6月27日開催の第80回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することとし、上記の取締役の報酬額の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬額として年額36百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第68回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額36百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会決議により定めることとしております。

イ. 決定方針の内容の概要

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には取締役の報酬は、基本となる固定報酬と、短期的な業績に連動する報酬である業績連動報酬（賞与）、中長期的な業績と連動性の高い非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）より構成されており、当該取締役が株主の皆様と一層の価値共有を進め、中長期的な視点での業績や株式価値を意識した経営を動機づける制度設計を取り入れております。うち固定報酬の水準については、役位・職責・在任年数に応じて他社水準・当社の業績・従業員給与も考慮しながら、総合的に勘案し、決定しております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容および額について、その決定の方針と決定の方法との整合性、決定の方法と決定された報酬等の内容の合理性、報酬額を導き出す過程の適切性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度につきましては、2020年6月25日開催の取締役会において、代表取締役 山本眞一、木全幸治に取締役の個人別の月額報酬の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬（賞与）の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行う

には代表取締役が最も適しているからであります。

取締役会は、2021年3月18日の取締役会決議により当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申を尊重して決定しなければならないこととしております。

また、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）についても、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会の決議により、取締役個人別の割当数を定めることとしております。

(3) 役員賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社取締役、当社監査役、当社上席執行役員、対象子会社14社の役員であります。

②保険契約の内容の概要

補償地域は全世界、保険期間は2020年7月10日から2021年7月10日であります。補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。

- ・会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求がなされた場合に、それによって被保険者である役員等が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を補償対象としております。
- ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用するD&O保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員等が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・役員等の犯罪行為、または役員等が違法であることを認識しながら行った行為
- ・役員等に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員等が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

- ・当社は、取締役堀龍之氏が代表弁護士を務める丸の内綜合法律事務所との間で法律顧問契約を締結しており、取締役堀龍之氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。
- ・監査役中島正博氏は、株式会社みらいホールディングスの監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役永田昭夫氏は、公認会計士永田昭夫事務所所長、日本トランスシティ株式会社の社外監査役およびパレモ・ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会および監査役会における発言の状況・内容等
社 外 取 締 役	奥村 隆夫	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、取締役会決議事項における懸念事項の指摘、あるいは経営の迅速な決定を促すべく、所管取締役への助言・提言を行っております。
社 外 取 締 役	堀 龍之	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、取締役会決議事項における懸念事項の指摘、あるいは経営の迅速な決定を促すべく、所管取締役への助言・提言を行っております。
社 外 監 査 役	中島 正博	当事業年度に開催された取締役会17回すべて、監査役会14回すべて出席いたしました。長年にわたる金融・財務業務の経験および企業経営の経験と実績を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	永田 昭夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会14回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役奥村隆夫氏および堀龍之氏ならびに社外監査役中島正博氏および永田昭夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 28百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28百万円

③監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社グループは、企業の社会的責任を果たし持続的な成長を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が重要な経営課題だと考えております。その基本認識に基づき、経営の透明性と健全性の確保、迅速な意思決定と適切な事業遂行、法令順守と倫理の確保の実現に向けての組織管理体制の整備に取り組んでおります。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため「竹田印刷グループ内部統制システムの基本方針」を定めております。

当該基本方針は以下のとおりであります。

① 当社および当社子会社からなる企業集団（以下、当社グループ）の取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および執行役員は、「竹田印刷グループ行動規範」を率先垂範するとともに、その順守の重要性について繰り返し情報発信することにより、グループ全体にその徹底を図る。また取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

内部監査部署は、業務の有効性、効率性、法令等の順守、財務報告の信頼性を確認するため、グループ各社を含めて計画的に監査を実施する。

リスク管理委員会では、グループ各社における不正行為の予防措置、法令違反行為等が発見された場合の是正措置等の活動を促進する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む）は、これに関連する資料とともに文書管理規程に従って保存・管理する。機密情報については、竹田マネジメントシステム基本方針および関連諸規定に基づき適切に管理し、個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護方針および個人情報保護規定に基づいて対応する。

取締役会議事録など取締役の職務の遂行に重要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧できるよう検索可能な状態を維持する。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険およびその他のリスクを統括的に管理するため、グループ各社の担当責任者を含むリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理規程等に基づき、個々のリスク（コンプライアンス、経営戦略、業務運営、環境、災害など）に対処する責任部署を定めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を確保する。

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において報告する。

各事業部署等は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応策を決定し、適切にリスク管理を行う。

内部統制推進部署は、各事業部署等が実施するリスク管理が体系的、効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。

内部監査部署は、リスク管理に係る事項を含めて監査し、監査を受けた部署は、是正、改善の必要のあるときには、内部統制推進部署および関連する部署と連携してその対策を講じる。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の職務が適正かつ効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、社内規程に基づく職務権限および意思決定ルールを定める。

取締役会を定期的に開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営に関しては、当社グループの中期経営計画および年度計画に基づき、各社がそれぞれ年度予算を策定し、定例取締役会において進捗状況を確認する。

経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、情報システムの主管部署を置き維持管理、整備等を進め、全社レベルでの最適化を図る。

⑤財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、「竹田印刷グループ 財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、財務報告に係る内部統制の体制の維持・改善を図る。

グループ全体の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法および関連する規則等に基づき、整備・運用するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑥当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制およびグループ各社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に係る体制

当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、グループ全体を対象とするリスク管理委員会を開催するとともに、グループ各社を対象にした内部監査を実施する。

さらに、法令順守の観点から、グループ各社に対し「竹田印刷グループ 行動規範」を配付し徹底を図るとともに、法令に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社グループの全従業員を対象とした「公益通報処理制度」を設置し、運用する。公益通報処理制度の責任者は、通報者が報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう保護する。

また、グループ各社には原則として取締役または監査役を派遣して業務の適正性

を確保するほか、関係会社管理規程に基づき、主管部署が指導、支援を行うとともに必要な報告を受ける。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制およびその使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事異動については監査役会と担当取締役が協議して行い、人事評価については監査役会が行うこととする。監査役補助を兼任する使用人は、監査役の職務の補助を優先して従事する。

⑧当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、監査役の要請に応じて、事業および内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。

また、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に着しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、すみやかに監査役または公益通報処理窓口連絡し、公益通報処理責任者は監査役に報告する。

監査役がその職務の遂行につき、費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要なでないと証明した場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役監査基準に基づいて監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。

監査役は取締役会に出席して、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する。

監査役は、定期的に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催するとともに、グループ各社の監査役からなるグループ監査役会を開催し、監査実施状況等

について意見交換および協議を行う。また、代表取締役、会計監査人および内部監査部署と定期的にまたは必要に応じて意見交換を行い、監査の実効性の確保を図る。

⑩反社会的勢力の排除に向けた体制

「竹田印刷グループ行動規範」において、反社会的勢力との関係拒絶について記載し、順守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求についての対応窓口を定め、情報収集や外部との情報交換に努めるとともに、警察、顧問弁護士との連携に努める。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取り組み

当社グループの取締役および執行役員は、朝礼等で「竹田印刷グループ行動規範」の浸透を図るとともに、グループ社員全員に行動規範等を記載したコンパクトガイドを携帯させ、その順守の重要性について繰り返し情報発信することにより、当社グループ全体にその徹底を図りました。

また内部統制システムの適切な運用により、法令、定款等に則った適正な業務の遂行を確保しております。さらに、「公益通報処理規程」により内部通報制度を運用し、法令順守の意識向上に寄与しております。

②職務執行の適正および効率性の確保に関する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む8名で構成され、取締役会規程ほか各社内規程に則り適正に運用しております。当事業年度において、取締役会は17回開催され、経営方針、予算等の経営に関する重要事項を決定し、月次の経営状態の分析、評価、対策の検討を図るとともに、業務執行状況の監督を行いました。また各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性を確保いたしました。

③ リスクマネジメントに対する取り組み

当社グループ各社の担当責任者を含めたリスク管理委員会を定期的に開催し、リスク管理規程に基づき当社グループのリスクを抽出、評価し、損失の危険およびその他のリスクの発生可能性につながる事項について情報共有し、統括的にグループ全体のリスク管理策を検討いたしました。

④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み

当社グループは、財務報告がステークホルダーにとって当社グループの活動を確認する上で重要な情報の一つであり、財務報告の信頼性を確保することは当社グループに対する社会的な信用の維持・向上に資するものであることを認識し、信頼性のある財務報告を適時かつ適切に実行するための体制とシステムを整備するために財務報告にかかる内部統制の基本方針を定めております。

また、内部統制担当部署が監査実施計画に基づき各部門に赴き、業務プロセスの運用状況をチェックすることで財務報告に係る信頼性を確保したほか、リスク対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性和順守の重要性を周知徹底いたしました。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会への出席、工場への往査、事業部門に対するヒヤリング、内部監査部門および会計監査人との定期的な会合を行い、監査の実効性を高めております。当事業年度において、監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を決定したほか、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。さらに、年2回グループ監査役会を開催し、グループ全体の内部統制システムをモニタリングいたしました。

また、常勤監査役はリスク管理委員会に出席するほか、稟議書などを常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,612	流 動 負 債	10,328
現 金 及 び 預 金	4,853	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,396
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	7,977	電 子 記 録 債 務	2,643
有 価 証 券	50	短 期 借 入 金	1,870
た な 卸 資 産	1,171	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	662
そ の 他 金	597	リ ー ス 債 務	267
貸 倒 引 当 金	△37	未 払 法 人 税 等	45
		未 払 消 費 税 等	177
固 定 資 産	14,972	未 払 費 用	216
有 形 固 定 資 産	11,686	賞 与 引 当 金	395
建 物 及 び 構 築 物	3,447	役 員 賞 与 引 当 金	12
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	713	そ の 他	640
土 地	6,332		
リ ー ス 資 産	719	固 定 負 債	5,229
そ の 他	474	長 期 借 入 金	1,377
		リ ー ス 債 務	702
無 形 固 定 資 産	269	長 期 未 払 金	127
		退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,452
投 資 そ の 他 の 資 産	3,016	資 産 除 去 債 務	210
投 資 有 価 証 券	2,261	繰 延 税 金 負 債	341
繰 延 税 金 資 産	191	そ の 他	16
そ の 他 金	637	負 債 合 計	15,557
貸 倒 引 当 金	△74		
		(純 資 産 の 部)	
繰 延 資 産	20	株 主 資 本	13,245
		資 本 金	1,937
		資 本 剰 余 金	1,793
		利 益 剰 余 金	9,977
		自 己 株 式	△463
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	677
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	721
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△17
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△26
		非 支 配 株 主 持 分	125
		純 資 産 合 計	14,048
資 産 合 計	29,605	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,605

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売	上								高		31,108
売	上								価		25,210
	売	上							益		5,898
割	賦	未	実	現	利	益	戻	入	額		0
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費		5,538
	営								利		360
営									収		
	受	取	利	息	及	び	配	当	金	53	
	雇	用	調	整	助	成			金	66	
	そ	の	他	の	営	業	外	収	益	102	222
営									費		
	支		払						利	26	
	控	除	対	象	外	消	費	税	等	24	
	そ	の	他	の	営	業	外	費	用	53	105
	経								利		478
特									別		
	固	定	資	産	売	却			益	16	
	事								益	25	41
特									損		
	固	定	資	産	除	売	却		損	141	
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	14	
	減								損	272	
	特								別	594	
	そ	の	他	の	特	別	損	失		3	1,026
税金等調整前当期純損失(△)											△506
法人税、住民税及び事業税										109	
法人税等調整額										722	832
当期純損失(△)											△1,338
非支配株主に帰属する当期純利益											3
親会社株主に帰属する当期純損失(△)											△1,342

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日 期首残高	1,937	1,795	11,482	△479	14,736
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△97		△97
連結の範囲の変動			△65		△65
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△1,342		△1,342
自 己 株 式 の 処 分		△2	△0	16	13
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△2	△1,505	16	△1,491
2021年3月31日 期末残高	1,937	1,793	9,977	△463	13,245

項 目	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2020年4月1日 期首残高	407	1	△45	364	126	15,226
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△97
連結の範囲の変動						△65
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失						△1,342
自 己 株 式 の 処 分						13
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	313	△19	19	313	△0	313
連結会計年度中の変動額合計	313	△19	19	313	△0	△1,178
2021年3月31日 期末残高	721	△17	△26	677	125	14,048

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目					金 額	科 目					金 額
(資 産 の 部)						(負 債 の 部)					
流 動 資 産	金	及	び	預	金	流 動 負 債	支 払 手 形				4,898
現 受 取 手 金					1,993	電 子 記 録 債 務					248
電 子 記 録 債 権					403	買 掛 金					1,091
売 掛 金					798	短 期 借 入 金					928
有 価 証 券					2,378	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金					1,370
製 造 掛 材					50	リ ー ス 債 務					323
仕 掛 材					180	未 払 金					146
原 貯 蔵 品					280	未 払 法 人 税					401
短 期 貸 付 金					28	未 払 費 用					8
未 収 入 金					50	預 り 金					101
リ ー ス 投 資 資 産					77	賞 与 引 当 金					38
そ の 他					180	そ の 他					215
					28						25
					114						
固 定 資 産					12,231	固 定 負 債					3,217
有 形 固 定 資 産					8,147	長 期 借 入 金					603
建 構 物					2,345	リ ー ス 債 務					519
機 械 装 置					32	長 期 未 払 金					77
車 両 運 搬 具					116	退 職 給 付 引 当 金					1,539
工 具 器 具 及 び 備 品					12	資 産 除 去 債 務					210
土 地					127	繰 延 税 金 負 債					259
リ ー ス 資 産					4,811	そ の 他					6
建 設 仮 勘 定					432						
					268						
無 形 固 定 資 産					204	負 債 合 計					8,116
電 話 加 入 権					4	(純 資 産 の 部)					
ソ フ ト ウ ェ ア					199	株 主 資 本					10,115
そ の 他					1	資 本 金					1,937
						資 本 剰 余 金					1,793
投 資 そ の 他 の 資 産					3,879	資 本 準 備 金					1,793
投 資 有 価 証 券					1,649	利 益 剰 余 金					6,847
関 係 会 社 株 式					1,361	利 益 準 備 金					279
長 期 貸 付 金					583	そ の 他 利 益 剰 余 金					6,567
差 入 保 証 金					167	資 産 圧 縮 記 帳 積 立 金					373
保 険 積 立 金					127	別 途 積 立 金					7,600
そ の 他					3	繰 越 利 益 剰 余 金					△1,406
貸 倒 引 当 金					△13	自 己 株 式					△463
						評 価 ・ 換 算 差 額 等					564
						そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金					564
資 産 合 計					18,795	純 資 産 合 計					10,679
						負 債 ・ 純 資 産 合 計					18,795

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告 書

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売 上	高				14,067
売 上 原 価	価				11,318
売 上 総 利 益	益				2,749
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費				2,731
営 業 利 益	益				17
営 業 外 収 益	益				
受 取 利 息 及 び 配 当 金	金	87			
受 取 賃 貸 料	料	296			
雇 用 調 整 助 成 金	金	61			
そ の 他 の 営 業 外 収 益	益	18			463
営 業 外 費 用	用				
支 払 利 息	息	13			
賃 貸 費 用	用	210			
控 除 対 象 外 消 費 税 等	等	23			
そ の 他 の 営 業 外 費 用	用	14			261
経 常 利 益	益				219
特 別 利 益	益				
固 定 資 産 売 却 益	益	11			11
特 別 損 失	失				
固 定 資 産 除 売 却 損	損	141			
投 資 有 価 証 券 評 価 損	損	13			
減 損 損 失	失	272			
特 別 退 職 金	金	593			
そ の 他 の 特 別 損 失	失	3			1,025
税 引 前 当 期 純 損 失(△)					△794
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		13			
法 人 税 等 調 整 額		711			725
当 期 純 損 失 (△)					△1,519

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
2020年4月1日 期首残高	1,937	1,793	2	1,795	279	8,184	8,464	△479	11,718
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△97	△97		△97
当 期 純 損 失						△1,519	△1,519		△1,519
自 己 株 式 の 処 分			△2	△2		△0	△0	16	13
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	△2	△2	－	△1,617	△1,617	16	△1,603
2021年3月31日 期末残高	1,937	1,793	－	1,793	279	6,567	6,847	△463	10,115

項 目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日 期首残高	341	341	12,059
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△97
当 期 純 損 失			△1,519
自 己 株 式 の 処 分			13
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	223	223	223
事業年度中の変動額合計	223	223	△1,379
2021年3月31日 期末残高	564	564	10,679

(注) その他利益剰余金の内訳

項 目	資産圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合 計
2020年4月1日 期首残高	374	7,600	210	8,184
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当			△97	△97
当 期 純 損 失			△1,519	△1,519
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0
資産圧縮記帳積立金の取崩	△0		0	－
事業年度中の変動額合計	△0	－	△1,616	△1,617
2021年3月31日 期末残高	373	7,600	△1,406	6,567

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

竹田印刷株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 浩二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、竹田印刷株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、竹田印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤

謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

竹田印刷株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 浩二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、竹田印刷株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬

による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

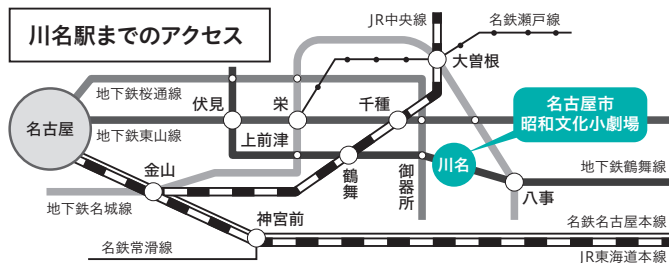
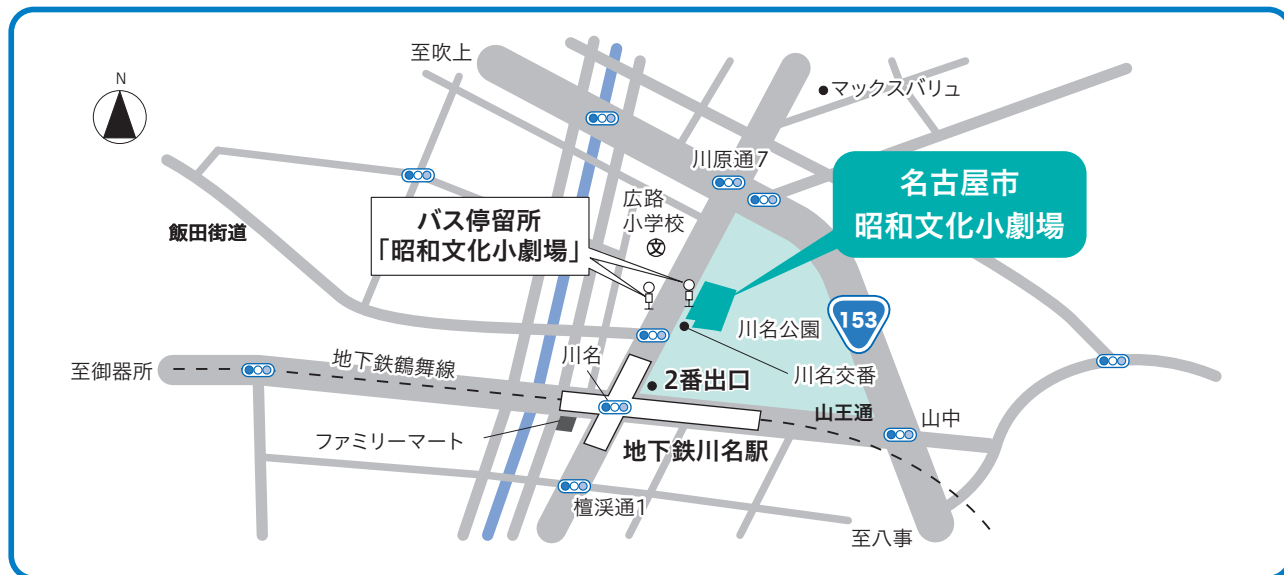
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

竹田印刷株式会社	監査役会
常勤監査役	内 藤 信 幸 ㊟
社外監査役	中 島 正 博 ㊟
社外監査役	永 田 昭 夫 ㊟

以 上

株主総会 会場ご案内図



地下鉄のりかえ例



会場

名古屋市昭和区花見通一丁目41番地の2

名古屋市昭和 cultura 小劇場 ホール

電話 (052) 751-6056

交通機関のご案内

- 地下鉄 鶴舞線「川名駅」下車、2番出口より徒歩2分
- 市バス 「昭和 cultura 小劇場」下車、徒歩すぐ

お土産廃止のお知らせ

※昨年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性の観点から、配付を取り止めさせていただくことといたしました。

(注) 名古屋市昭和 cultura 小劇場の駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



お問合せ先：竹田印刷株式会社 総務部 名古屋市昭和区白金一丁目11番10号 電話 (052) 871-6351